

1. いじめの定義

「いじめ」とは、法第2条で定めたとおり、「児童等に対して、当該児童等が在籍する 学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

2. いじめに対する基本的な考え方

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な発達および人格形成に深刻な影響を及ぼすばかりか、生命に関わる危険性を伴う行為です。いかなる理由があってもいじめを許さないという毅然とした態度をとっていきます。いじめ防止のためには、学校・家庭・地域・関係機関が連携して対応する必要があります。学校では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、そして根絶のために、全職員で組織的に迅速・適切な対応をしていきます。

3. 未然防止のための取り組み

- ①授業づくりと集団づくりの一体化 子どもたちが主体的に参加・活躍できる授業づくりを目指します。
- ②全教職員がいじめの特性と指導上の留意点を共有し、共通理解を徹底します。すべての教育活動を通じ、「いじめは絶対に許されない」という意識を学校全体に醸成します。
- ③児童が主体的に活動し、自身の役割を通じて自己有用感を育めるようにするとともに、他者との円滑なコミュニケーション能力、多様な意見を尊重し解決を図る力を育めるような活動を、全ての教育活動で取り扱います。
- ④異学年交流や体験活動を通じて、相互理解と共感性を深める機会を提供します。

4. 早期発見のための取り組み

- ①いじめが大人目から見えにくい形態で発生しうることを認識し、児童の些細な変化やサインを見逃さないよう、教職員間で積極的に情報交換・共有を行います。
- ②年2回「学校生活アンケート」を行い、個別の状況把握に努め、相談しやすい環境を整備します。
- ③教育相談コーディネーターを中心に、保護者および児童が相談しやすい体制を整え、学校、家庭、地域が協力し、より多くの大人が児童の悩みを受け止められる体制を構築します。

5. 早期対応

原則、いじめを見た、その疑いのある行為を見た場合、すぐ止めます。いじめか否かを問わず、その行為に対して適切な指導を行います。

- ①いじめの発見または報告を受けた教職員は、速やかに関係職員に第一報を報告します。
- ②いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を丁寧に聞き取り、児童の状態に合わせた継続的なケアを行います。

- ③いじめを行った児童に対しても、事情や心情を丁寧に聞き取り、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。また、再発防止に向けて適切に指導するとともに、継続的な指導及び支援を行います。
- ④双方の保護者への連絡を行います。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対応します。